

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度内の受講修了者数	12	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	12	人	受験率(②/①)	100	%
③ ②のうち合格者数	12	人	合格率(③/②)	100	%
④ 上記②・③の回答者数	12	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等(令和4年度実績)					
① 回答者総数			6	人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		5	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員		0		
	3 その他の就業(自営業等)		0	5	
	4 非就業		1	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		0	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		0		
	3 社内外の評価が高まる		1		
	4 円滑な転職に役立つ		3		
	5 趣味・教養に役立つ		1		
	6 その他の効果		0		
	7 特に効果はない		0		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		0	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		0		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		1		
	4 趣味・教養に役立つ		0		
	5 その他の効果		0		
	6 特に効果はない		0		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		1	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		0		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		0		
	4 就職していない		0		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		2	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足		4		
	3 どちらとも言えない		0		
	4 やや不満		0		
	5 大いに不満		0		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
受講修了者のうち修了生アンケート回答者から、講座全体の評価として全員から「大変満足」「おおむね満足」の評価を得た。					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	大学院連合学校教育学研究所(博士課程)カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)による。 試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末(教育上必要な場合は、学年末)に、筆記もしくは口述による試験又は報告書等によって行う。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
大学院に3年以上(優れた研究業績をあげた者)にあっては修士課程を含めて3年以上)在学し、総合共通科目4単位、専門科目8単位以上及び課題研究10単位上の合計22単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格すること(兵庫教育大学学則第68条第5項)。なお、学位論文を提出するに当たっては、学位論文提出の6か月前までに本研究科が実施する博士候補認定試験に合格していることが必要となる。					

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	修学指導及び学位論文等の作成等に対する指導を行っている。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	教育研究の中心となる学校教育実践学及び教科教育実践学の特徴を考慮して総合的・学際的な視点から研究指導できるように、1人の学生に対して3人の教員が指導教員となり、指導等を行っている(主指導教員1人、副指導教員2人とし副指導教員のうち1人は主指導教員の所属大学と異なる大学の教員)。 連合学校教育学研究科の事務を総括している学務課から、学生用ウェブサイト上で就職に関する情報提供等を行っている。
8. その他の事項	
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	国立大学法人兵庫教育大学 (代表者名: 学長 加治佐 哲也)
住所及び連絡先	〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1 TEL 0795-44-2010
施設名称及び施設長名	兵庫教育大学 大学院 (施設長: 学長 加治佐 哲也)
住所及び連絡先	〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1 TEL 0795-44-2010
給付制度担当部署・者	教育研究支援部学務課 (担当: 連合大学院チーム)
連絡先	TEL 0795-44-2038
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 817,800 円
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 282,000 円
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 535,800 円 (うち、必須教材費 0 円)
③ 両方可能	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円
	① 副読本代(税込額) 0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 0 円
	③ 施設維持費(税込額) 0 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 817,800 円

[特記事項]

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていないので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。